

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

平成 26 年 6 月 25 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 25 年 6 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定され、これに基づいて平成 26 年 4 月に「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」が政府決定された。同改善方針は、申請・届出等の行政手続についてオンライン利用の利便性向上に向けて各種の改善を実施し、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的としたものであり、各府省は当該改善方針に基づいてオンライン手続に関する改善取組計画を策定する必要がある。現在も国税庁で平成 28 年度までの改善取組計画を策定しているところであり、今後、当該計画で数値目標が示される予定である。

一方、日税連では毎年、確定申告終了後から、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示すると同時に、税理士会員に対して電子申告の重要性の周知、無料相談会場での e-Tax の使用を推奨するなど電子申告の更なる利用拡大に努めている。また、第三世代の日税連電子証明書においては、税理士会員の利便性向上のために IC カードの複数枚発行を実現し、IC カードの毀損による業務の停滞リスクを解消することに努め、現在も全ての会員が電子証明書を取得するという目標を達成するために日々取り組んでいる。

国税庁においても、ここ数年の間に、①第三者作成添付書類の省略、②税理士のみ電子署名による申告書類の送信、③e-Tax による還付申告の処理期間短縮、④所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、⑤e-Tax の利用時間の拡大、⑥ヘルプデスクの対応強化、⑦確定申告書等作成コーナーから e-Tax への直接送信、⑧e-Tax ソフト（WEB 版）の利用開始、⑨メッセージボックスの記載内容の拡充、⑩パスワードリマインダー機能の搭載、⑪e-Tax に登録できるメールアドレス数の増加等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善が多く実施されている。

これらにより、国税庁の業務プロセス改革計画の重点手続の平成 25 年度の利用件数は 1,770 万件に達し、前年対比約 102.4%という結果を残した。

しかし、今後更に利用件数を伸ばすためには、単なるシステム面の改善のみならず、番号制度による納税者の利便性の向上、税務行政の一層の効率化などを見据えて、将来的に電子申告制度及び税制そのものを抜本的に改正していく時期に差し掛かっていると考えられる。

例えば、①紙媒体から電子申告を原則とする新たな制度設計への取り組み、②e-Tax と eLTAX のシステムの統合、③PDF などイメージデータの添付、④電子申告システム自体に納税者の入力ミスなどを自動検証できる機能の付与等の実施が挙げられ、いずれも今後の利便性の向上、利用件数増加のため重要な課題

であると思われる。

また、番号制度の導入等と併せて納税者本人が確定した所得や税額、各種届出の提出状況等、自己の申告情報を e-Tax システムで得られるようにしていくことも必要ではないかと考える。

現状では、すでに関与先の全てについて電子申告を実施している税理士において、これ以上の利用率の向上を期待することはできない。今後税理士関与の利用率を伸ばすためには、まだ電子申告を利用していない税理士をどのようにして利用に向かわせるか、また、関与先の電子申告の利用割合が少ない税理士に対して、全ての関与先について電子申告を利用するよう促していくことなどが重要になってくるものと思われる。さらには、大企業、大規模税理士法人等が積極的に利用できる環境を整備することも重要である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士等に限定されていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での「利便性」を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Tax に反映されることを強く望むものである。

【特に実現を求めるもの】

(添付書類関係)

1. 添付書類を電子データ化して送信できるようにすること。

現在、電子申告で送信できない添付書類は、別途書面により提出することとされているが、これは電子申告の普及を大きく阻害する要因となっている。具体的には、提出する側の納税者、税理士においては申告データの送信に加え、添付書類について別途郵送等の手続きが必要となっている。一方、受領する側の税務署では郵送物の開封及び突合が必要となり、互いに煩雑な作業が発生している。これを改善するために以下の項目について要望する。

(1) 添付書類を電子データで送信可能にすること。

添付書類の提出に係る送付作業、郵送物の開封及び突合等の煩雑な作業を解消するため、添付書類については、電子データ化して送信できるようにすること。また、添付ファイルには PDF 以外にも JPEG、ワード、エクセル、ドキュワークス、一太郎も検討すること。

(2) 取下書についても電子データで送信可能にすること。

電子申告したデータの取下書を紙で提出しなければならないのは不便であり、事務効率を阻害してしまう。取下書も電子データ化して送信できる方法を講じること。

2. 添付書類送付書を改善すること。

源泉所得税の誤納額還付請求の添付書類を帳票作成段階で書類名の入力を可能にすること。

送信完了後にメッセージボックスに添付書類送付書が表示されるが、添付書類名を表示して収受印をもらうためには、その書類の名称を手書きしなければならない。法人設立届の添付書類送付書のように帳票作成段階で書類名を入力して作成可能にすること。

(利用者識別番号)

3. 利用者識別番号について改善を図ること。

(1) 誤った利用者識別番号等を入力して送信してしまう事例への対策

近年、利用者識別番号等の誤入力により、結果として無申告、あるいは期限後申告となってしまった事例が報告されている。このような事態になれば、納税者が大きな不利益を被ることになり、また、納税者と税理士の信頼関係を壊すことになるため、以下のような防止策を講じること。

- ① 提出先税務署の選択の誤り、利用者識別番号と申告データの不一致等の明らかに誤りとみられる送信については、送信段階でエラーメッセー

ジを表示させること。

- ② 利用者識別番号等が異なっていたとしても個人が特定できる申告については、確認の上、申告されたものとして取り扱うこと。
- ③ 利用者識別番号の入力画面等での呼称を「納税者利用識別番号」と「代理送信税理士識別番号」にし、明確に区別した項目名称にすること。
- ④ e-Tax で代理送信を行う際には、提出先税務署を指定することなく全国一括で受け付けること。

(2) すでに利用者識別番号を取得している者が新たに電子申告開始届を提出した場合についての対策

すでに利用者識別番号を取得している者が、新たに電子申告開始届を提出してしまうと過去の利用者識別番号が失効にされ、メッセージボックスの閲覧ができなくなり、過去の申告履歴が分からなくなってしまうという不都合が生じる。この不都合を解消する、あるいは開始届出書の重複提出を防止するための方策を講じること。

- ① 電子申告開始届出を新たに提出した場合、過去の利用者識別番号の情報を統合し、新しい利用者識別番号のメッセージボックスで過去の申告履歴を確認できるようにすること。
- ② 電子申告開始届出の提出をインターネットで行う場合、氏名、生年月日等で利用者識別番号の取得の有無を確認し、その結果を表示させること。
- ③ 上記方策が困難な場合、電子申告開始届出の手続画面で、改めて利用者識別番号を取得した場合、過去の申告履歴等が確認できなくなる旨の注意書きを表示させること。

(暗証番号)

4. 暗証番号について改善を図ること。

- (1) 暗証番号の変更期限を廃止もしくは延長すること。
- (2) 暗証番号の再発行を即日発行とすること。

(メッセージボックス)

5. お知らせメールの宛名表示について改善すること。

お知らせメールの宛名表示について、納税者が登録する形ではなく、自動的に納税者名が表示され、現在の登録画面で修正が可能なものとする。

(納税者に対する案内)

6. 納税者に対する案内等の方法を改善すること。

電子申告を行った者に対して、翌年度紙ベースの案内は行われていない。電子的処理を行ったものについて、案内も電子的に行われるというのが本来の姿であることは否定しないが、紙で申告を行った者の方が、視覚的に分かりやすい方法をとられていること、税理士が代理送信している納税者自身がメッセージボックスの閲覧の仕方について理解してないケースがあること等を考慮すれば、多くの納税者が電子申告から脱落してしまうことになるため、当面の間、紙ベースでも案内が行われるようにすること。

(受付時間)

7. 受付時間を拡大すること。

受付時間において、確定申告期は24時間、また平成25年8月1日以降は、平日24時まで延長されたことにより、納税者の利便性は大きく向上してきた。電子申告による優位性・利便性の更なる向上を図るため、本来であれば24時間365日の利用が可能になるべきものとするが、費用対効果の側面を考えれば段階的に利用時間を拡大していくことも理解するところである。そこで、まずは通年で土曜日、日曜日の利用が可能になることを望む。

(その他)

8. システム変更の場合は早急に通知すること。(新規)

平成26年1月にルート証明書の変更が必要となったが、公表が1カ月前であったため、会員への周知期間が極めて短く、その対応に混乱が生じた。

今後、システム又は運用に関する変更が予定されている場合には、変更に関する情報を会員に周知する期間を確保できるよう税理士会への通知を早期に行うこと。

【早期に実現を求めるもの】

(利用率を向上させるインセンティブ)

1. 電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、効果的なインセンティブを実施すること。

国税庁の業務プロセス改革計画の重点手続の利用件数が 1,770 万件（対前年比 102.4%）と発表された。堅調に利用件数は伸びているが、ここ数年のオンライン利用割合の伸び率を考えると、普及促進が頭打ちになっているものと推察される。

今後、更に電子申告の利用率を向上させるためには、電子申告の利用者に対する継続的かつ効果的なインセンティブを組み合わせることで実施していくことが必要と考える。

(1) 恒久的な税額控除

平成 24 年度で終了した「電子証明書等特別控除」は、認証基盤普及のためのインセンティブとして非常に大きな反響があった。

普及促進の頭打ちが懸念されている現況下で、今後も電子申告の利用率を伸ばしていくためには、利用者にとって動機付けとなる施策が必要であり、最も有効な施策は、電子申告を利用した納税者に対して「電子申告控除」（全ての税目において税額控除）等の金銭的なインセンティブを付与することである。これにより、特に個人の納税者が電子申告を始めるきっかけとなり、今後更なる利用拡大が見込まれる。

(2) 電子申告利用者に対する申告・納税期限の延長等の実施

上記(1)の金銭的なインセンティブのほかに、電子申告を利用した場合の申告・納税期限の延長等も効果的なインセンティブと考えられる。例えば、電子申告を利用した場合、①1カ月の申告・納税期限延長を認める、②1カ月以内の期限後申告に係る加算税を免除する、③ダイレクト納付利用者の納付遅延に係る延滞税を免除する、といった施策は、納税者にとって電子申告を開始（継続）する大きなインセンティブとなる。

(e-Tax ソフト)

2-1. e-Tax のシステムについて改善を図ること。

- (1) 対応文字コードの拡充を図ること。
- (2) 法人税の勘定科目について、経費の自由科目欄を 3 行程度作ること。
- (3) 所得税修正申告書第五表の「修正申告によって異動した事項の異動の理由欄」が 15 文字では不足しており、文字数制限を緩和すること。
- (4) 勘定科目内訳書、事業概況書の文字数制限を緩和すること。

- (5) 「送信票（兼送付書）」の提出区分の表示を「提出省略」から「添付省略」に変更すること。

2-2. e-Tax ソフト見直しの方向性についての要望。

電子申告制度導入から10年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。これは「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax ソフト（WEB版）」が利用者視点で整備されており飛躍的に使い勝手が向上していることや会計ソフトの改善により利便性が高まっていることが挙げられる。一方、国税庁が提供する e-Tax ソフトそのものを利用して申告する者は、ごく少数になっているものと思われる。

しかしながら、e-Tax ソフトは税務支援事業で使用する機会が多く、システムそのものの改善については、費用対効果に囚われず、利用者の利便性に重点を置いた改善をしていただきたい。具体的には、以下について改善を検討していただきたい。

- (1) 画面表示、文字ポイント、印刷物を大きくすること。
- (2) 前年データの繰り越し、複写機能を追加すること。
- (3) 共通プログラム、共通帳票のバージョンアップについて、選択したアップデートを全て自動的にインストールするよう簡便化を図ること。
- (4) 電子申請等証明書について、e-Tax ホームページからログインする受付システムと同様の画面表示にして、電子証明書等データシートの画面からダウンロードを可能とすること。
- (5) e-Tax ソフトの入力に際して、タブキーではなく、エンターキーで次項目に移るようにすること。
- (6) 署名前及び送信前のスキーマチェックを独立した作業にすること。
- (7) e-Tax ソフトで贈与税の申告をできるようにすること。
- (8) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書を確定申告書に連動すること。

(利用者識別番号)

3. 利用者識別番号について改善を図ること。

個人の利用者識別番号の他に税理士については、代理送信用の利用者識別番号を設けること。

(メッセージボックス)

4. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

- (1) 「申告のお知らせ」に関する改善

- ① 個人の納税者に対して、消費税の基準期間における課税売上高を明示すること。
- ② 消費税の免税・課税を表示すること。
- ③ 雑所得となる還付加算金の金額を表示すること。
- ④ 代理送信している税理士にも予定納税額の通知をすること。
- ⑤ 所得税確定申告書の早期提出を可能にするため、「申告のお知らせ」を1月上旬にメッセージボックスに格納すること。
- ⑥ 「申告のお知らせ」の格納日を全国統一にすること。

(2) システム面の改善

- ① 関与税理士が納税者のメッセージボックスの内容を閲覧できる仕組みを構築すること。
- ② メッセージボックスに基本情報エリアを設置し、所得税の申告の種類、消費税課税方式、設立時等に届け出た届出関係、源泉税関係の届出の状況、消費税関係の届出の状況が一覧で確認できるようにすること。
- ③ 納付（又は未納）税額の状況が確認できる仕組みを構築すること。
- ④ 代理送信した税理士のメッセージボックスから電子申請等証明書の取得を可能にすること。
- ⑤ メッセージボックス一覧表示の画面から複数のメール詳細を一括して印刷できるようにすること。
- ⑥ メッセージの開封は、最下部までスクロールして「開く」ボタンを押下するのではなく、ダブルクリック等で行えるようにすること。

(3) 受信通知の表記の改善

現在、受信通知のフォーマットは単なるメール受信の表記でしかないが、従来の税務署の收受印の代替機能を求めている金融機関があることから、「申告書受信通知」といった証明書のようなフォーマットにすること。

(確定申告書等作成コーナー)

5. 国税庁ホームページから利用できる確定申告書等作成コーナー（以下「作成コーナー」という）を改善すること。

作成コーナーは、年々、大幅な改善がなされているが、税理士が税務支援事業等で利用するに当たって、いまだにいくつかの問題点が残されている。

- (1) 申告書作成において申告書の作成が終了しないと印刷処理ができないが、作成途中でも入力確認のため印刷処理を可能にすること。
- (2) e-Tax ソフトで作成した税務代理権限証書を添付ファイルとして結合させた場合、送信前の内容確認出力で結合しているデータ（帳票）も出力できるようにすること。また、送信前に出力した「送信票（兼送付書）」では税務

代理権限証書は「郵送等」となっているが、送信後の出力した「送信票（兼送付書）」では「電子」となっていることも改善すること。

- (3) 「更正の請求」を送信する際には、参考資料として「更正の請求入力情報」も一緒に送信されるようにすること。「更正の請求」を作成する際に入力する「更正の請求入力情報」を活用し、税務署からの内容確認を減らすべきである。
- (4) 作成コーナーで自動的に作成される送信票に追加記入ができるようにすること。
- (5) 作成コーナーで作成した贈与税申告書のデータを e-Tax ソフトに組み込むようにすること。
- (6) 作成コーナーの受信通知画面において、通知内容の部分がスクロール枠になっており、そのまま印刷しても通知内容が全て印字されないため、通知内容を全て表示し、印刷できるようにすること。
- (7) 作成コーナーで作成したデータを保存する場合のデータの名称に納税者の氏名を加えること。協議派遣された税理士が作成コーナーで確定申告書を作成し、データを保存すると「○年確定申告及び決算書等データ.data」となるが、このままでは他人のデータに上書きしてしまう虞がある。

(電子納税・ダイレクト納付)

6. ダイレクト納付について複数の金融機関を登録し、納税の都度金融機関を選択できるようにすること。

ダイレクト納付の届出金融機関は1カ所のみであるが、複数の届出先を登録できるようにすること。これにより資金移動せずに他の届出金融機関から納付が可能になり、滞納防止を含め利便性が向上する。

(その他)

7. e-Tax で利用可能な税目を拡大すること。

電子申告制度導入から10年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。

しかしながら、電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目をその対象とすべきである。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るものとする。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書の提出が必要でないもの（相続税、所得税の準確定申告等）であったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築すること。

8. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。

ダイレクト納付やペイジーを利用していない場合の納税については、納付書が必要となるが、予め最寄りの税務署でコード等が印字された納付書を取得しなければならない。また、毎年所得税の確定申告の際にも還付申告を提出した年の翌年は、納付書の送付がされないこと等もあるため、電子申告の一連の手続きに納付書の印刷もしくはコンビニ等で支払い可能なバーコード等の印刷をすることで納付書を発行（印刷）できるようにすること。また、金融機関で納付可能な納付書をウェブサイト等からダウンロード等の方法によって入手することを可能にすること。

9. ホームページを改善すること。（新規）

e-Tax のホームページにおいて、手続きとヘルプの記載が混ざっており、希望のページに辿りつくまでに時間を要する。初めて利用する人がひと目で希望のページに辿りつけるようなものにする。

10. 電子申告のあり方等の協議の場所を設けること。（新規）

税理士は、業務においてベンダーソフトを利用する機会が多く、国税当局、ベンダー、税理士会の三者で e-Tax 改善の方向性、電子申告のあり方等について協議する場を設けることを望む。

【中長期的に実現を求めるもの】

(e-Tax 全般)

1. e-Tax 見直しの方向性についての要望。

利用層の拡大を図るため、Windows 以外の OS にも対応すること。また、ブラウザの対応を IE 以外にも増やすこと。

(メッセージボックス)

2. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

所得税の申告・届出状況、消費税の届出書の提出状況、基準期間の課税売上高などの将来の番号制度におけるマイ・ポータル機能を持たせ、納税者の情報を閲覧できるようにすること。

3. 国税と地方税の受信窓口を一本化すること。(新規)

電子申告の利用率を向上させるためには、利用者に最小限の手続きで完了するようなインターフェイスを用意する必要がある。現在、源泉徴収票と給与支払報告書等のように記載事項が重なるものがあり、利用者が同じ入力を行わなければならない、面倒に感じている者が少なくない。利用者が e-Tax システムと eLTAX システムで重複して操作することがないよう可能な限り統一すること。

また、将来的には必要な法整備を行い、法人税の申告と地方税の申告をまとめて送信できるようになれば更なる利便性が期待できる。

4. 共通番号制度に関する要望。(新規)

社会保障・税番号は、平成 27 年 10 月に個人に対して番号の通知の開始、同 28 年 1 月から番号の利用の開始、同 29 年 1 月からは「マイ・ポータル」の運用の開始が予定されている。これに関し、e-Tax と個人番号及び「マイ・ポータル」が納税者にとって利便性の高い連携となるよう以下のことを要望する。

- (1) 現在、e-Tax 又は eLTAX を利用するに当たって、整理番号、利用者識別番号、利用者 ID 等があり、個人に対して多くの番号が振られている。これに関し、個人番号導入後は同一の納税者に対して複数の番号で管理している状況を整理して簡素化すること。
- (2) 番号制度における「マイ・ポータル」は、行政機関が持っている特定個人情報について確認する機能が設けられる予定となっている。「マイ・ポータル」

タル」導入後は、e-Tax のメッセージボックスと情報の統合を図り、税に関する情報は一元的に閲覧できるようにすること。

- (3) 番号制度の導入により、各種控除証明が「マイ・ポータル」上で確認できるようになった場合、国税庁が個人の「マイ・ポータル」で確認できるものについては、紙媒体による証明書の提出または保存、e-Tax の「第三者作成書類」欄の入力を省略できるようにすること。

以上